

平成 24 年 3 月に日本学生支援機構

第二種奨学金が満期になる方へ

第二種奨学金については、次の理由により卒業又は修了期が延びた場合で、在学学校長が特に必要と認めた場合は標準修業年限の終期に1年以内の範囲で貸与期間の延長を認めることがあります。

①留学による場合

②病気療養による場合

③ボランティア活動による場合

上記に該当し、かつ希望する方は平成23年11月30日(水) 17:00 までに、学生支援課に申し出て下さい。

平成23年10月4日

学生支援課